

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	大豊町

大豊町鳥獣被害防止計画（案）

<連絡先>

担 当 部 署 名 大豊町産業建設課
所 在 地 高知県長岡郡大豊町津家 1626
電 話 番 号 0887-72-0453
F A X 番 号 0887-72-0474
メールアドレス sanken@town.otoyo.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には（代表）と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ノウサギ、ハクビシン、タヌキ、カラス類、ハト類、カウ、アサギ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	高知県大豊町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稻	1.78ha 125.5 万円
	いも類	0.45ha 11.4 万円
	豆類	0.02ha 0.3 万円
	野菜・山菜	3.08ha 63.7 万円
	果樹	0.68ha 8.8 万円
ニホンジカ	水稻	0.92ha 65.3 万円
	いも類	0.01ha 0.3 万円
	豆類	0.01ha 0.1 万円
	野菜・山菜	6.84ha 165.8 万円
	果樹	0.66ha 21.9 万円
	飼料作物	0.01ha 0.2 万円
	林業（スギ、ヒノキ）	3.60ha 122.6 万円
ニホンザル	水稻	0.37ha 25.6 万円
	いも類	0.14ha 3.1 万円
	豆類	0.01ha 0.1 万円
	野菜・山菜	6.53ha 229.7 万円
	果樹	0.56ha 97.6 万円
ノウサギ	水稻	0.06ha 4.3 万円
	野菜・山菜	0.31ha 74.9 万円
	果樹	0.14ha 4.3 万円
	林業（スギ、ヒノキ）	0.22ha 7.5 万円
ハクビシン	豆類	0.03ha 0.2 万円
	野菜・山菜	0.04ha 1.6 万円
	果樹	0.41ha 9.0 万円

タヌキ	水稻	0.05ha	2.9 万円
	いも類	0.09ha	5.9 万円
	野菜・山菜	0.64ha	108.0 万円
	果樹	0.62ha	68.4 万円
カラス類	水稻	0.04ha	2.8 万円
	豆類	0.08ha	0.9 万円
	野菜・山菜	0.20ha	26.8 万円
	果樹	0.28ha	19.6 万円
ハト類	水稻	0.03ha	2.0 万円
	豆類	0.04ha	0.3 万円
	野菜・山菜	0.08ha	5.1 万円
	果樹	0.04ha	2.0 万円
カワウ	魚類（アユ、アコギ）	—	
アオサギ	魚類（アユ、アコギ）	—	

（注） 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

（２）被害の傾向

大豊町は中山間地域であり、特にイノシシ、ニホンジカ、ニホンザルによる農作物への被害が町内全域に広がっており、恒常的に発生している。シカによる被害は年間を通して発生し、通年でユズへの被害、植林への被害が多くなっている。
① イノシシ イノシシによる被害は、３月～５月に水田、タケノコへの被害、８月～１０月に水稻、芋類への食害が多く発生している。また、農作物被害のほかに農道等の掘り返しの被害が拡大している。
② ニホンジカ シカによる特徴的な被害として、ゼンマイへの食害、ユズ、植林等の剥皮被害、野菜類、水稻等、収穫時期や成長に合わせて被害作物は多岐にわたっている。
③ ニホンザル サルによる被害は、年間を通して発生しており、ユズ、タケノコ、野菜類、芋類、シイタケ、トウモロコシ、柿等の食害が多くなっている。
④ ノウサギ ノウサギによる被害は、年間を通じて被害が発生している。特に森林における幼齢木への被害は深刻であり、ニホンジカ同様に若芽をかじられる被害が増えてきている。
⑤ ハクビシン、タヌキ ハクビシンとタヌキによる被害は、野菜、果樹の収穫の時期、主に秋に集中

しており、近年昼間でも畑の周囲で見かけるようになり数が増加してきている。
⑥ カラス類 カラスによる被害は春から秋にかけ発生している。野菜の芽、トウモロコシ等の農作物被害だけでなく、果樹への食害が特に多くなっている。
⑦ ハト類 キジバトによる被害は種まきの時期と夏場に集中して発生している。蒔いたばかりの種への食害、水稻の苗を踏み倒すなど、稲の生育に重大な影響を及ぼしている。
⑧ カワウ、アオサギ 吉野川流域及び支流一帯では、近年アユやアメゴがカワウの食害によって被害を受けており、特に稚魚を放流した際など駆除対策が必要であり魚類への影響は深刻化している。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
- 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）		目標値（令和10年度）	
イノシシ	6.01ha	209.7万円	4.0ha	130万円
ニホンジカ	12.05ha	376.2万円	7.6ha	200万円
ニホンザル	7.61ha	356.1万円	5.0ha	200万円
ノウサギ	0.73ha	91.0万円	0.3ha	45万円
ハクビシン	0.48ha	10.8万円	0.3ha	7万円
タヌキ	1.40ha	185.2万円	1.2ha	156万円
カラス類	0.60ha	50.1万円	0.4ha	30万円
ハト類	0.19ha	9.4万円	0.1ha	4万円
カワウ	—		—	
アオサギ	—		—	

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
- 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	【捕獲体制の整備】 ・地区猟友会及び漁業協同組合へ有害捕獲を委託。 ・新規狩猟者の確保及び既存の狩猟者の狩猟	有害鳥獣捕獲数は近年伸び悩んでおり、捕獲を行う町内の猟友会会員の減

	継続を目的とし、狩猟免許試験等に係る経費を支援。 ・町、猟友会、農協、森林組合等で組織する大豊町有害鳥獣被害対策協議会にて鳥獣被害に係る設備を整備。 【その他捕獲に関する取組】 ・シカ、イノシシ被害対策として、狩猟期以外は年間を通じて有害捕獲に取り組んでいる。 ・シカ、イノシシについては10,000円、ニホンザルについては20,000円、ハクビシン、タヌキ、カラス類、ハト類、カワウについては2,000円の捕獲報償金制度を設け、捕獲促進に取り組んでいる。 ・県助成事業を活用し、わな猟を行う狩猟者に対してわな製作に係る資材（ワイヤー、スプリング）の配布を行い資材経費の負担軽減を図った。	少及び高齢化も懸念されている。
防 護 柵 の 設 置 等 に 関 す る 取 組	県助成事業を活用し、ネット柵及び電気柵等の防護柵購入に対し農林業者への助成を実施。	ハード面で講じてきた防護柵等も資金面等から被害箇所全てを整備できておらず、早急に柵の設置を促進する必要がある。広い面積に農家が点在するため、地域ぐるみの対策が講じにくいのが現状である。
生 息 環 境 管 理 そ の 他 の 取 組		

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果

樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

近年、被害が多いニホンジカ、イノシシ、ニホンザルの捕獲実績が伸び悩んでいるが、狩猟者から鳥獣そのものが少なくなったとの話もあり、引き続き計画的な個体管理を行う必要がある。狩猟免許取得の啓発を行い、捕獲業務従事者の確保を図る。特にニホンザルによる被害が増加傾向にあるので、より一層サル対策について取り組む。

鳥獣被害対策として防護柵設置への支援や追払い活動の普及・啓発活動等の取組をより一層強化し実施する。

農林業関係組織、猟友会、嶺北漁業協同組合及び地域住民と一体となった被害防除の取組を推進する。

周辺市町村との情報交換、連携を図り、広域的な被害防除の体制及び捕獲の強化を目指す。

鳥獣被害対策実施隊を中心にした捕獲体制の確立を図り、捕獲活動や被害防止策の指導を行う。

国の事業であるスマート捕獲等普及加速化推進事業を活用して（R7～R9）、地域が主体となって被害防止策を講じるための、地域懇談会、現地研修会、講演会などを開催して、有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりに向けての体制整備に取り組む。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

猟友会及び漁業協同組合と連携を図り、保護区等を除く町内全域で銃器、わなによるニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ハクビシン、タヌキ、ノウサギ、ハト類、カラス類、カワウ、アオサギ等の有害鳥獣捕獲を実施。

被害の報告を受け、鳥獣被害対策実施隊に鳥獣捕獲許可証を交付し対象鳥獣の駆除捕獲を行う。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に
従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、その
ことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以
外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるよう
に記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
8年度	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ノウサギ、ハクビシン、タヌキ、カラス類、ハト類、カワウ、アオサギ	愛媛県や徳島県と協議して、県境付近での一斉捕獲の協力体制を整え るとともに、各種支援制度により狩 猟者の確保、育成を進めていく。
9年度		
10年度		

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入
する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
近年の捕獲実績に関して、一定の捕獲頭数は確保できており、被害を及ぼす鳥獣の個体数も減少傾向にあると思われるため、今後も計画的に捕獲を実施しなければならない。特に被害の大きいニホンジカ、ニホンザルの捕獲は積極的に実施する。 ① イノシシ 捕獲頭数は令和4年度397頭、令和5年度310頭、令和6年度307頭となっている。電気柵の設置や有害捕獲等の対策により被害の防止に努めてはいるが、未だ大幅な改善には至っていない。今後も地域一帯による被害対策への取組を行いつつ、継続して捕獲していくことが重要であるため、捕獲計画数を年間400頭とする。 ② ニホンジカ 捕獲頭数は令和4年度1,917頭、令和5年度2,178頭、令和6年度2,228頭となっている。第5期高知県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画（令和4年度策定）によると、当町が属するC管理ユニット（高知県東部地域）では平均生息密度指標が令和2年度で19.6頭/km²となっており、前回平成26年度と比較しても約38%増となっている。継続的に捕獲されているが、未だかなりの頭数が生息していることが想定されることから、捕獲計画数を年間2,000頭とする。 ③ ニホンザル 捕獲頭数は令和4年度148頭、令和5年度75頭、令和6年度277頭となっている。被害地区は年々広がっており、大きな群れも増加傾向にあると思われる。このため、継続して捕獲に取り組むこととして捕獲計画数を年間

150頭とする。

④ ノウサギ

ノウサギは農産物被害と併せて森林被害も発生しており、捕獲頭数は令和4年度71羽、令和5年度86羽、令和6年度78羽となっている。今後も継続して被害が出るのが予想されるため、捕獲計画数を年間80羽とする。

⑤ ハクビシン

ハクビシンによる被害は野菜、果樹の収穫時期の主に秋に集中している。捕獲頭数は令和4年度68頭、令和5年度116頭、令和6年度160頭となっており増加傾向にある。農産物被害は未だ発生しており、継続して捕獲する必要があると思われるため、捕獲計画数を年間100頭とする。

⑥ タヌキ

タヌキによる被害はハクビシンと同様に野菜、果樹の収穫時期に被害が集中し、捕獲頭数は令和4年度341頭、令和5年度465頭、令和6年度386頭となっているが農産物被害は増加傾向にある。このため、捕獲計画数を年間400頭とする。

⑦ カラス類

捕獲頭数は令和4年度26羽、令和5年度12羽、令和6年度36羽となっている。農作物及び果樹への被害報告があり、引き続き計画的な捕獲が必要であるため、捕獲計画数を年間50羽とする。

⑧ ハト類

捕獲頭数は令和4年度62羽、令和5年度43羽、令和6年度51羽となっている。キジバトによる播種直後の農産物に対する被害や水稻の稲を踏み倒す被害などが顕著になっているため、捕獲計画数を年間50羽とする。

⑨ カワウ、アオサギ

アユやアメゴ等への被害が発生しており、稚魚の放流を行った際などの駆除対策が必要である。このため捕獲計画数を、カワウについては年間 70 羽。アオサギについては年間 30 羽とする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	400	400	400
ニホンジカ	2,000	2,000	2,000
ニホンザル	150	150	150
ノウサギ	80	80	80
ハクビシン	100	100	100
タヌキ	400	400	400
カラス類	50	50	50

ハト類	50	50	50
カワウ	70	70	70
アオサギ	30	30	30

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
被害が多い地域を重点的に効果的な有害鳥獣捕獲を通年実施する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
野生鳥獣の捕獲は、ライフル銃以外の銃を基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な場合は、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当無し	該当無し

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	電気柵 3,500m ワイヤーメッシュ 500m	電気柵 3,500m ワイヤーメッシュ 500m	電気柵 3,500m ワイヤーメッシュ 500m
ニホンジカ	電気柵 5,000m ネット柵 3,000m	電気柵 5,000m ネット柵 3,000m	電気柵 5,000m ネット柵 3,000m
ニホンザル	電気柵 7,000m 複合柵 1,000m	電気柵 7,000m 複合柵 1,000m	電気柵 7,000m 複合柵 1,000m

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	定期的な見回り・管理不十分な防護柵への指導 猟友会等による追上げ・追払いの依頼		
ニホンジカ			
ニホンザル			

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ノウサギ、ハクビシン、タヌキ、カラス類、ハト類、カワウ、アオサギ	被害状況に応じた対策 防護柵の設置を推進する ICT機器の推進により捕獲効率の向上を目指す 地域等での勉強会を開催し、被害対策に関する知識等を普及する。
令和9年度		
令和10年度		

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

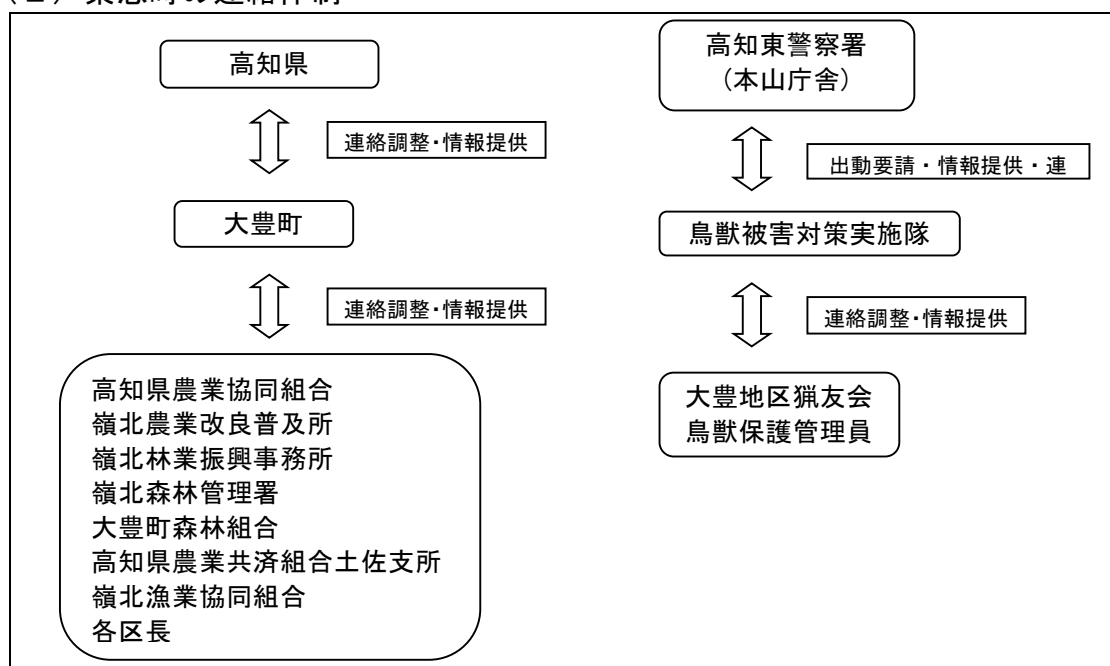
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
鳥獣被害対策実施隊	地域巡回、情報収集・提供、捕獲活動
大豊地区猟友会 (鳥獣保護管理員含む)	有害鳥獣に係る情報収集・提供、捕獲活動
高知県中央東農業振興センター (嶺北農業改良普及所)	地域巡回、情報収集・提供
高知県中央東林業事務所 (嶺北林業振興事務所)	地域巡回、情報収集・提供
各区長	情報提供
高知県農業協同組合	地域巡回、情報収集・提供
高知県農業共済組合土佐支所	地域巡回、情報収集・提供
大豊町森林組合	地域巡回、情報収集・提供
嶺北森林管理署	国有林に関する情報提供
高知東警察署(本山庁舎)	地域巡回、情報収集・提供、警戒、広報
高知県鳥獣対策室	各関係機関との連絡・調整、情報収集・提供
大豊町産業建設課	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲等をした現場での埋設及びその他については、食肉加工処理施設等への持込み、処理を行いジビエへの活用をする

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲した鳥獣を食肉として加工、販売する場合は、食品衛生法、よさこいジビエ衛生管理ガイドライン（令和4年3月改定）に準じた食肉を使用するものとする。
ペットフード	また、集落での勉強会等を通じ、食品としての利用促進を促す。 現状では、捕獲された個体を新鮮な状態で加工所まで搬入することが、町の面積が広大であることから困難である。 今後は、既存の加工業者等と協議を行いジビエの流通について、有効な手段の検討を行う。 また、ICT機器の活用により捕獲から搬入までの

	対応を迅速に行えるようにし、新鮮な食肉の搬入を図る。
皮革	該当無し
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	該当無し

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

該当無し

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

ICT機器を推進し、捕獲の早期確認と処理加工施設への迅速な搬入を可能にする。 地域おこし協力隊を処理加工施設へ派遣し、処理加工に関する知識と技術の習得を図る。
--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	大豊町有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
大豊地区猟友会	有害獣捕獲に関しての助言等を行う。
鳥獣保護管理員	野生鳥獣の生態、保護、管理に関する助言等を行う。
被害発生地区代表者	地域の意見を集約し、協議会に反映させる。
高知県農業協同組合	営農指導を通して、被害対策の技術、情報提供等を行う。
大豊町森林組合	森林管理を通して、被害対策の技術、情報提供等を行う。
大豊町	鳥獣被害防止計画の作成、協議会事務局協議会の運営

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
---------	----

高知県鳥獣対策室	オブザーバーとして大豊町有害鳥獣被害対策協議会に参加し、有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供、その他必要な援助を行う。
----------	--

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置日：平成26年3月1日
構成：市町村職員7名（うち、対象鳥獣捕獲員3名） 民間隊員160名（うち、対象鳥獣捕獲員160名）
実施隊が行う被害防止策：集落点検見回り、対象鳥獣捕獲、追い払い、 生息・被害状況調査、広報、啓発等
事務局：大豊町産業建設課産業振興班

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

町内における農林作物の被害は深刻な状態に陥っている。また、ほとんどの集落において高齢者の占める割合が増加しており、有害鳥獣を駆除する狩猟免許保持者も高齢化により活動が困難となっているため、被害防護柵等の設置は管理面から考えても集落単位での実施を推進する。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特になし

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。